

津市監査委員告示第9号

平成22年10月12日に提出された「住民監査請求書」の監査の結果、監査委員が行った勧告に対する市長が講じた措置の内容について、同年12月14日付けで下記のとおり請求人に通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第9項後段の規定に基づき、公表する。

平成22年12月15日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

1 監査の結果及び勧告の内容（要旨）

（1）住民監査請求の内容

市は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に平成21年度津市敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）172万8,000円を支出したが、本件補助金は、問題があるにもかかわらず、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第13条に定める調査等を行うことなく、本件補助金の額を確定したことは、同規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

監査委員は、本件補助金を交付した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害の相当額172万8,000円について、当該責任職員及び市長である者に、連帯してこれを補填させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

（2）監査の結果の内容

監査の結果、本件補助金（172万8,000円）のうち、57万9,362円に相当する額に係る本件交付確定については、正当と認めることはできず、よって、市長が当該相当額の返還を求めるための措置を講じていないことは、違法に公金の徴収を怠る事実にあたるのであって、その限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めた。

（3）勧告の内容（要旨）

ア 勧告で示した期間

監査の結果通知（平成22年12月1日付け津市監第405号津市監査委員通知）があったときから14日以内

イ 勧告の内容

市長は、監査の結果において正当と認めなかった本件補助金相当額57万9,362円について、本件交付決定を取消し、速やかに、一身田地区社協に対し、その取消しに係る本件補助金相当額について、期限を定めて、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、利息を付して、これを返還することを請求するための所要の措置を講じるよう、法第242条第4項後段の規定に基づき、勧告する。

2 措置の内容（要旨）

勧告について、平成22年12月10日付けで、一身田地区社協に対し、適正と認められない補助金相当額57万9,362円の交付決定を取消し、当該額の返還を命じた。ただし、利息を付すことについては、返還を求めた補助金相当額は、敬老事業としては適正と認められなかったものの、一身田地区社協における高齢者を対象とした健康事業などの経費に充てていたと認められることから、当該措置を講じないこととした。

以上